

社会福祉法人清水町社会福祉協議会役員等に関する報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清水町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員等の報酬・費用弁償又は旅費の支給に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事並びに評議員、会長が委嘱した委員会等の委員（以下「委員」という。）をいう。

(報酬額)

第3条 前条の定める者のうち、次の表に定める者に対し報酬を支給する。

区 分	報酬額
会長	月額 30,000円
副会長・監事	日額 3,000円
弁護士（法人後見）	時給 10,000円

2 報酬は、毎月月末又は職務従事後に支給する。

(費用弁償及び旅費の種類)

第4条 費用弁償及び旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、交通費、宿泊料とする。

2 費用弁償及び旅費は、会長が招集した会議及び行事等のほか会長が必要と認めた他の機関・団体の会議及び行事等に出席した役員、評議員及び委員に対し支給する。

ただし、会長に対する日当は支給しない。

3 費用弁償及び旅費の額は、社会福祉法人清水町社会福祉協議会旅費規程に規定する額とする。ただし、日当は次の表に定める額とする。

区 分	日 当
十勝管内	1,000円
管 外	3,000円

4 費用弁償及び旅費の支給方法は、この規程に定めるもののほか職員の旅費支給方法による。

(参会認定)

第5条 役員、評議員及び委員の参会等の有無は、会長または当該委員会の長の認定するところによる。

(公 表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人清水町社会福祉協議会非常勤役員等の費用弁償規程（昭和59年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。